

復興庁行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第3条 (略)</p> <p><u>(公文書監理官)</u></p> <p><u>第3条の2 公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。</u></p> <p>(副総括文書管理者等)</p> <p>第4条 復興庁に副総括文書管理者1名を置く。</p> <p>2 副総括文書管理者は、公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務を担当する参事官をもって充てる。</p> <p>3 副総括文書管理者は、<u>第3条</u>第3項に掲げる事務について総括文書管理者<u>及び公文書監理官</u>を補佐するものとする。</p> <p>4 副総括文書管理者は、自身を補佐するものとして、総括文書管理担当者を置くことができる。</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章 総則 (略)</p> <p>第2章 管理体制</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(副総括文書管理者等)</p> <p>第4条 復興庁に副総括文書管理者1名を置く。</p> <p>2 副総括文書管理者は、公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事務を担当する参事官をもって充てる。</p> <p>3 副総括文書管理者は、前条第3項に掲げる事務について総括文書管理者を補佐するものとする。</p> <p>4 副総括文書管理者は、自身を補佐するものとして、総括文書管理担当者を置くことができる。</p>

第5条～第7条 (略)

(監査責任者)

第8条 復興庁に監査責任者1名を置く。

- 2 監査責任者は、公文書監理官をもって充てる。
- 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。
- 4 監査責任者は、自身を補佐するものとして、監査担当者を置くことができる。

第9条・第10条 (略)

第3章 作成
(略)

第4章 整理
(略)

第5章 保存
(略)

第6章 行政文書ファイル管理簿
(略)

第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長
(略)

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等
(略)

第5条～第7条 (略)

(監査責任者)

第8条 復興庁に監査責任者1名を置く。

- 2 監査責任者は、政策評価に関する事務を担当する参事官をもって充てる。
- 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものとする。
- 4 監査責任者は、自身を補佐するものとして、監査担当者を置くことができる。

第9条・第10条 (略)

第3章 作成
(略)

第4章 整理
(略)

第5章 保存
(略)

第6章 行政文書ファイル管理簿
(略)

第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長
(略)

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等
(略)

<p>第9章 研修 (略)</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (略)</p> <p>第11章 補則 (略)</p> <p>附 則 この訓令は、平成24年2月10日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年6月16日復興庁訓令第10号) この訓令は、平成26年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成27年3月27日復興庁訓令第5号) この訓令は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成30年3月29日復興庁訓令第3号) この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則 (平成31年3月 日復興庁訓令第 号)</u> <u>この訓令は、平成31年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第9章 研修 (略)</p> <p>第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理 (略)</p> <p>第11章 補則 (略)</p> <p>附 則 この訓令は、平成24年2月10日から施行する。</p> <p>附 則 (平成26年6月16日復興庁訓令第10号) この訓令は、平成26年7月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成27年3月27日復興庁訓令第5号) この訓令は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則 (平成30年3月29日復興庁訓令第3号) この訓令は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>(新設)</p>
--	--